

「地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）」新旧対照表

新	旧
<p><b>第1 地下水涵養の促進の基本的な考え方</b> (略)</p>	<p><b>第1 地下水涵養の促進の基本的な考え方</b> (略)</p>
<p><b>第2 許可採取者による地下水涵養の取組</b></p> <p>1 許可採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向 (略)</p> <p>2 許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標 <u>(以下「目標涵養量」という。)</u></p> <p>許可採取者は、地下水の水量保全に資するため、自らの地下水採取量に応じた地下水涵養対策に取り組むものとする。</p> <p>特に、条例第25条の2に基づく重点地域として指定された熊本地域の許可採取者は、当面、<u>地下水採取量に見合う量</u>を目標として地下水涵養に取り組むものとする。</p> <p>ただし、<u>この指針の施行より前に条例第35条に基づく地下水涵養計画を知事に提出している者については、あらかじめ許可された地下水採取量を上回らない場合に限り、同計画に基づく地下水涵養の取組みを継続することができるが、可能な限り地下水採取量に見合う地下水涵養量を達成できるよう努めるものとする。</u></p> <p>重点地域外の許可採取者については、<u>目標として具体的な割合</u>は設定しないが、採取量に応じて可能な限り地下水対策に取り組むものとする。</p> <p><b>【削除】</b></p>	<p><b>第2 許可採取者による地下水涵養の取組</b></p> <p>1 許可採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向 (略)</p> <p>2 許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標</p> <p>許可採取者は、地下水の水量保全に資するため、自らの地下水採取量に応じた地下水涵養対策に取り組むものとする。</p> <p>特に、条例第25条の2に基づく重点地域として指定された熊本地域の許可採取者は、当面、<u>地下水採取量の1割</u>を目標として地下水涵養に取り組むものとする。</p> <p>なお、この目標については、<u>目標の達成状況、熊本地域における地下水位の状況等を踏まえ必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p>重点地域外の許可採取者については、<u>具体的な目標は設定しないが、採取量に応じて可能な限り地下水涵養対策に取り組むものとする。</u></p> <p><b>《参考》</b></p> <p><u>熊本地域では、平成20年9月に熊本地域地下水保全対策会議において、熊本地域地下水総合保管理計画を策定している。この計画では、地下水の涵養について何の対策も講じなければ、平成19年度は約6億<sup>3</sup>と推計される地下水涵養量は、平成36年度には5億6,300万<sup>3</sup>に減少すると見込まれており、これを計画作成前10年間の平均涵養量である6億3,600万<sup>3</sup>まで回復させるためには、平成36年度までに年間約7,300万<sup>3</sup>の涵養量を確保する必要があるとされている(次図参照)。</u></p>

### 3 許可採取者による地下水涵養の促進のための措置に関する事項

- (1) 許可採取者による地下水涵養の方策（略）
- (2) 重点地域（熊本地域）における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法

重点地域（熊本地域）内の許可採取者は、事業活動に伴う地下水採取量を正確に把握したうえで、2で掲げた目標涵養量の地下水涵養に取り組むものとする。

また、許可採取者がやむを得ない事情により直ちに目標涵養量を確保できない場合は、将来的に実現できるよう計画的に取り組むものとする。

#### ① 地下水涵養の措置を実施する手段

##### ア 許可採取者が単独で実施する場合

- (ア) 地下水採取量を正確に把握するとともに、地下水使用合理化の取組を実施することで削減された最小限の地下水使用量を算出する。
- (イ) 目標涵養量を設定する。
- (ウ) 目標涵養量を達成するために実施可能な敷地内及び敷地外の涵養の取組を列挙し、別に示す算定方法等によって効果を算定して、地下水涵養計画を作成する。
- (エ) 目標涵養量に対し地下水涵養量が不足する場合は、併せて次のイによる取組を検討する。
- (オ) 計画に基づき地下水涵養を実施する。

##### イ 協働の取組により地下水涵養対策を実施する場合

- (ア) 地下水採取量を正確に把握するとともに、地下水使用合理化の取組を実施することで削減された最小限の地下水使用量を算出する。

### 3 許可採取者による地下水涵養の促進のための措置に関する事項

- (1) 許可採取者による地下水涵養の方策（略）
- (2) 重点地域（熊本地域）における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法

重点地域（熊本地域）内の許可採取者は、事業活動に伴う地下水採取量を正確に把握したうえで、2の「許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標」で掲げたように、当面、年間採取量の1割に相当する量を目標涵養量とし、地下水涵養に取り組むものとする。

また、許可採取者がやむを得ない事情により直ちに目標涵養量を確保できない場合は、将来的に実現できるよう計画的に取り組むものとする。

#### ① 地下水涵養の措置を実施する手段

##### ア 許可採取者が単独で実施する場合

- (ア) 地下水採取量を正確に把握するとともに、地下水使用合理化の取組を実施することで削減された最小限の地下水使用量を算出する。
- (イ) 地下水採取予定量の少なくとも1割に相当する量を目安とした目標涵養量を設定する。
- (ウ) 目標涵養量を達成するために実施可能な敷地内及び敷地外の涵養の取組を列挙し、別に示す算定方法等によって効果を算定して、地下水涵養計画を作成する。
- (エ) 目標涵養量に対し地下水涵養量が不足する場合は、併せて次のイによる取組を検討する。
- (オ) 計画に基づき地下水涵養を実施する。

##### イ 協働の取組により地下水涵養対策を実施する場合

- (ア) 地下水採取量を正確に把握するとともに、地下水使用合理化の

<p>(イ) 目標涵養量を設定する。</p> <p>(ウ) 地下水財団等の地下水涵養事業を実施している公益法人等に<b>寄付</b> <b>等を行い</b>協働の取組に参画する。</p> <p>(3) 重点地域外における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法 (略)</p>	<p>取組を実施することで削減された最小限の地下水使用量を算出する。</p> <p>(イ) <u>地下水採取予定量の少なくとも1割に相当する量を目安とした</u>目標涵養量を設定する。</p> <p>(ウ) 地下水財団等の地下水涵養事業を実施している公益法人等に採取量に応じた協力金・寄付金を拠出するなどして、協働の取組に参画する。</p> <p>(3) 重点地域外における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法 (略)</p>
<p><b>第3 その他の採取者による地下水涵養の取組</b> (略)</p>	<p><b>第3 その他の採取者による地下水涵養の取組</b> (略)</p>
<p><b>第4 地下水利用者による地下水涵養の取組</b> (略)</p>	<p><b>第4 地下水利用者による地下水涵養の取組</b> (略)</p>
<p><b>第5 その他の重要事項</b> (略)</p>	<p><b>第5 その他の重要事項</b> (略)</p>
<p><b>第6 施行</b> <u>この指針は、令和5年 月 日から施行する。</u></p>	<p><b>(新設)</b></p>
<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法</p> <p>重点地域（熊本地域）の許可採取者が、<b>目標</b>涵養量を算定するに当たっての算定方法の例を、以下のとおりとする。この算定方法については、今後の科学的知見により見直すこともある。</p> <p>また、許可採取者が独自に科学的な調査等を行い、合理的な地下水涵養量を算</p>	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p>重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法</p> <p>重点地域（熊本地域）の許可採取者が、地下水採取量の<u>1割に相当する</u>涵養量を算定するに当たっての算定方法の例を、以下のとおりとする。この算定方法については、今後の科学的知見により見直すこともある。</p> <p>また、許可採取者が独自に科学的な調査等を行い、合理的な地下水涵養量を算</p>

出した場合はそれを採用することも可能とする。

- 1 敷地内涵養対策による地下水涵養量の算出（略）
- 2 敷地外涵養対策による地下水涵養量の算出（略）
- 3 協働の取組による地下水涵養量

採取者等の協働の取組により実施した地下水涵養事業については、協働事業による涵養量を算出したうえで、事業者間で定める割合等によりそれぞれの涵養量を算出する。なお、許可採取者が、涵養に必要な事業費を地下水財団に寄付等を行うことにより涵養対策を講じることも可能である。

〈参考〉（略）

出した場合はそれを採用することも可能とする。

- 1 敷地内涵養対策による地下水涵養量の算出（略）
- 2 敷地外涵養対策による地下水涵養量の算出（略）
- 3 協働の取組による地下水涵養量

採取者等の協働の取組により実施した地下水涵養事業については、協働事業による涵養量を算出したうえで、事業者間で定める割合等によりそれぞれの涵養量を算出する。なお、許可採取者が、例えば地下水財団が実施する涵養事業に寄付等を行うことにより涵養対策を講じる場合は、採取量1m<sup>3</sup>当たり0.3円を採取量に乗じて得た額を目安とする。

〈参考〉（略）